

## 2 教育をつなげる (教育文化分野)

## 2-1 学校教育の充実

### ○ 現状と課題

芳賀町の児童・生徒の学力テスト(全国学力・学習状況調査、とちぎっ子学習状況調査等)は全国平均とほぼ同程度ですが、全国体力・運動能力・運動習慣等調査は全国平均を下回っています。学校教育の充実に対する町民の期待度は高く、知・徳・体・食のバランスがとれた教育の実践が課題です。

校舎・体育館の耐震化、教室のエアコン設置等を実施し教育施設環境の向上に努めています。今後は防犯の強化が課題です。また、学校のICT化を実施し、児童生徒が興味意欲をもって授業に取り組める環境を整備します。今後は、ICTの授業活用を教員に広げていくことが課題です。

### ○ 方針

- ・ 知・徳・体・食のバランスの取れた教育を推進します。
- ・ 虐待、いじめ、不登校の予防・改善のために、児童・生徒、家庭への支援の強化を図ります。
- ・ 子どもが安全安心で快適に過ごせる教育・保育環境、施設整備を図ります。

### ○ 個別計画

| 計画名           | 根拠法令等                                 | 計画期間              |
|---------------|---------------------------------------|-------------------|
| 教育大綱・教育振興基本計画 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3、教育基本法第17条第2項 | 令和2年4月～<br>令和6年3月 |

## 2-1-1 学校教育の充実

### ○ 目標

#### ・ 教育の充実

学力アップ推進会議、こどもの体力向上推進委員会を核として、全国学力・学習状況調査、体力・運動能力調査等の結果分析や小中合同研修会を基に授業改善に取り組み、学力と体力の向上を目指します。学習指導助手やマスターズボランティア（※1）を継続配置し、国語、算数・数学等の授業でチームティーチング（※2）による授業を可能とします。子どもたちの学習意欲を高め、確かな学力を育む教育を推進します。

英語力の向上では、ALT（外国語指導助手）・JTE（英語指導講師）を継続配置し、小学校1年生から中学校3年生までの継続した英語教育を推進します。体力の向上では、保育園・認定こども園での運動遊びを充実させるとともに小中学校においても、大学教授、マスターズボランティア、学生支援員の活用や芳賀町スポーツ教室との連携により運動能力向上に努めます。

#### ・ 相談体制の充実

教育支援センターにおける指導の充実を図り、不登校児童生徒や保護者に対し、学校復帰を目指した相談や支援を行います。相談体制の充実を目指し、町教育相談員や県スクールカウンセラー（※3）、町巡回相談員（臨床心理士）と学校、家庭及び関係機関との連携を強化します。保護者の疾病、貧困、その他家庭問題による諸事情や教育に関する不安等、児童生徒を含めた家庭への支援を図るため、スクールソーシャルワーカー（※4）の配置を検討します。いじめについては、未然防止を図り早期発見に努めるとともに、県のスクールカウンセラーや町教育相談員と連携した相談体制により早期解決に努めます。

#### ・ 特別支援教育の充実

こども支援委員会、臨床心理士等による巡回相談、教育支援センターの充実を図り、保護者の理解と合意を得ながら適切な教育支援を推進します。保育園・こども園等と連携し、支援の必要な幼児の早期発見に努めます。家庭・学校・特別支援学校・医療機関等との連携、特別支援教育補助員、学生支援員の継続配置と活用を図り、相談支援を推進します。

※1 マスターズ・ボランティア：退職した教職員による学校支援ボランティア。

※2 ティームティーチング：複数の教師が役割を分担し、協力し合いながら、個に応じた学習や習熟度別学習等を行う指導形態。

※3 スクールカウンセラー：学校の相談室に勤務し、児童・生徒、保護者、教職員等の心理相談業務に従事する心理職。

※4 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒及び家庭支援のため、行政、福祉関係施設等の外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する福祉の専門家。

## ○ 指標

|                                   | 基準値            | 目標値           |
|-----------------------------------|----------------|---------------|
| 全国学力・学習状況調査（小中）の全国比（100あたり）       | 97.6<br>(R元)   | 101.0<br>(R5) |
| とちぎっ子学習状況調査（小中）の県比（100あたり）        | 101.3<br>(R元)  | 101.0<br>(R5) |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小中）の全国比（100あたり） | 97.8<br>(R元)   | 101.0<br>(R5) |
| 英語の授業や活動の時間が楽しいと感じた児童の割合          | 85.0%<br>(R元)  | 93.0%<br>(R5) |
| 不登校児童生徒数（1,000人あたり）               | 21.0人<br>(H30) | 18.0人<br>(R5) |

## ○ 実施計画事業

- ・ 学力向上推進費、体力向上推進費、英語力向上推進費、郷土愛教育推進費、教育相談費、特別支援教育推進費、小中連携教育推進費、小学校教育振興費、中学校教育振興費

## 2-1-2 教育環境の充実

---

### ○ 目標

- ・ 効果的な教育行政の推進

芳賀町こども憲章に基づき、やりぬく心や思いやりの気持ちを育て、心と体の強い子どもを育てるため、教育委員会で施策や事務事業を継続して検討するとともに、総合教育会議により町長と教育委員会が連携して効果的な教育行政を推進します。

- ・ 人材の育成

地域や企業との連携により小中学生に様々な体験を通して学習する場を提供し、豊かな心と生き抜く力を養います。中学2年生を対象にした社会体験学習（マイチャレンジ）では関係機関と連携協力を図り事業を推進します。また、経済的理由により修学できない方に奨学資金を貸与（無利子）し、人材の育成に努めます。

- ・ 食育の推進

学校給食の充実、地産地消の推進を継続し、正しい食生活や望ましい食習慣を身につけさせるとともに、学校教育活動全体で食育の推進を行います。

- ・ 教育環境の維持向上

児童生徒が安全安心に過ごせる教育環境を維持向上させます。スクールガードリーダーや青色回転灯パトロール車等を活用し、通学路のパトロールを実施します。また、通学路安全対策推進協議会による点検を実施し、通学路の安全を確保します。さらに各小中学校の施設、備品等について計画的に修繕等を行うことにより、良好な教育環境を維持向上させます。

- ・ ICT環境の整備

国の教育情報化計画に基づき、学習者用パソコンや電子黒板等のICT機器整備を行い、わかりやすい授業や主体的・協働的な学習を実現することで、児童生徒の学習への興味関心を高め、確かな学力の育成につなげます。教員がICT機器を活用した授業を行えるようICT支援員を導入し、教員の研修や授業支援を行います。合わせて、ICT機器を安定的に運用できるようネットワークの強化、情報流出を防ぐためのセキュリティの強化に取り組みます。

## ○ 指標

|                                  | 基準値            | 目標値           |
|----------------------------------|----------------|---------------|
| マイチャレンジ協力事業所数                    | 49<br>(R 元)    | 70<br>(R5)    |
| 学校給食の町産農産物（野菜）の使用率               | 45.4%<br>(R 元) | 60.0%<br>(R5) |
| 合同点検により対策を講じた危険箇所数(累計)           | 7 箇所<br>(R 元)  | 27 箇所<br>(R5) |
| 施設に関する事故件数                       | 0 件<br>(R 元)   | 0 件<br>(R5)   |
| I C T機器を活用した授業をわかりやすいと感じた児童生徒の割合 | —<br>(R 元)     | 95.0%<br>(R5) |

## ○ 実施計画事業

- ・ 教育委員会運営費、教育委員会事務局費、教育振興総務費、食育推進費、学校 I C T推進費、体験学習費、幼稚園就園奨励費、小学校管理費、小学校給食調理費、小学校整備費、スクールバス運行事業費、中学校管理費、中学校給食調理費、中学校整備費

## 2-2 生涯学習・文化・生涯スポーツの推進

### ○ 現状と課題

新学習指導要領のバックボーンとして、「社会に開かれた教育課程」が示されています。教育を核とした地域創成（「ひとづくりはまちづくり まちづくりはひとづくり」）を目指して、芳賀町においては近隣市町に先がけて学校運営協議会を立ち上げ、町内の全小中学校をコミュニティ・スクール化しました。学校運営協議会を通して、「地域の教育力で未来を創る人材を育成する」ために、生涯学習で学んだ成果を子どもたちのために還元できるような機会や場を創出する必要があります。

一方で、施設利用団体や文化活動団体等の高齢化も目立つことから、新たな層が参加しやすい仕掛け作りと、町の貴重な文化芸術が後世に伝承されるよう人材育成することが課題です。

総合情報館においては、町民が無料で鑑賞できる身近な施設として、収蔵資料を生かした常設展や魅力ある企画展の開催に努めてきましたが、より質の高い展示や町ならではの独自性を生かした展示を行い、町民の文化芸術に対する興味関心を高め、感性を育むことで文化レベル向上につなげていく必要があります。また、急激な社会情勢の変化に対応できる子どもたちの「生きる力」を育むために、読書の持つ大きな価値を再確認し、学校や地域との連携を深めながら、子どもの読書活動を推進していくことが求められます。

スポーツにおいては、平成30年度の町民満足度調査3で、継続して何らかのスポーツをしている町民の割合は、27.8%と低く、7割以上の町民が運動習慣のない生活を送っています。スポーツへの関心が低い層や、スポーツをしたいけれど活動の機会がないといった町民への対応が今後の課題となります。

生涯学習を推進する上で、町民会館、生涯学習センター、総合情報館、スポーツ施設等は重要な拠点となることから、計画的な修繕等を行い、安全安心に利用できるよう施設の維持管理に努める必要があります。

### ○ 方針

- ・ 住民の主体的な参画のための環境整備や、他者との連携・協働体制の構築を目指します。
- ・ 町民の文化活動を支援し将来を担う人材育成に取り組むとともに、町民会館の維持管理に努めます。
- ・ 質の高い文化芸術を鑑賞する機会を充実させ、文化芸術に対する町民の関心や理解を深めるとともに、町民の自主的な文化芸術活動を支援します。
- ・ 子どもの読書活動を積極的に推進し、次世代を担う子どもの感性を磨くとともに創造力や表現力を育みます。
- ・ 生涯スポーツの普及と健康管理の充実を図ります。

## ○ 個別計画

| 計画名               | 根拠法令等             | 計画期間              |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 第4次芳賀町子ども読書活動推進計画 | 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 令和2年4月～<br>令和6年3月 |
| 第Ⅲ期芳賀町男女共同参画計画    | 男女共同参画社会基本法       | 令和2年4月～<br>令和7年3月 |



## 2-2-1 生涯学習の充実

---

### ○ 目標

- ・ 生涯学習講座等の実施

町民の自ら学ぶ意欲と活動を支援するとともに、活動の機会と場を提供し、各事業の充実を図ります。また、学んだ成果により、地域で活躍できる場の提供も合わせて行います。

子どもたちには、芳賀町の自然を生かした直接体験を通して、自ら考え遊ぶことで、生きる力を育てるとともに、郷土愛を醸成するきっかけづくりをします。

- ・ 男女共同参画の推進

固定的な役割分担意識、性差による偏見や社会制度・慣行等は依然として根強いものがあり、女性のみならず男性にとっても多様な生き方の選択を狭め、個性を発揮する上での支障になっていることから、誰もが自分らしい生き方を選択し豊かな生活が送れるよう環境づくりを進めます。

- ・ 結婚支援体制の強化

結婚相談員協議会の活動支援やとちぎ結婚支援センターとの連携による支援、婚活セミナーの開催等、結婚を希望する人への支援体制を強化します。

- ・ ボランティアの育成及び活用

地域社会の支え合いの希薄化により、地域コミュニティの衰退が問題となっている今、地域の課題解決や地域ボランティア活動に取り組む人材の育成が重要であることから、ジュニアボランティア（中学生）、ジュニアリーダーズ（高校生）の活動を支援し、次世代を担う人材育成を図ります。

また、地域公民館や生き生き生涯学習友の会の活動を支援し、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築を目指します。

- ・ 学校、家庭、地域との連携

子どもたちの生きる力は地域や社会の多様な人々と関わる中で育まれるものであることから、学校・家庭・地域が連携した多様な教育活動を推進します。

- ・ 生涯学習施設の適切な維持管理

施設の適切な維持管理を行い、安全安心に施設が利用できるよう管理します。

特に、水橋分館においては、生涯学習分野の利用のみならず、避難所指定や生きがいサロン、総合検診等にも利用されており、地域に欠かせない施設となっていることから、安全性を最優先に耐震診断を実施し、その結果を受けて必要な整備を実施します。

## ○ 指標

|                                 | 基準値             | 目標値             |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|
| 生涯学習に参加しやすい環境がある（NSI値）          | 58.8<br>(R元)    | 59.0<br>(R5)    |
| 町審議会等の女性委員の割合                   | 32.2%<br>(R元)   | 34.0%<br>(R5)   |
| 結婚支援センター登録者数                    | 19人<br>(R元)     | 35人<br>(R5)     |
| 町内の中学生・高校生がボランティアに取り組んだ延べ人数     | 319人<br>(H30)   | 320人<br>(R5)    |
| 生涯学習施設利用者数（生涯学習センター、分館、唐桶の溜炊飯場） | 39,875人<br>(R元) | 41,000人<br>(R5) |

## ○ 実施計画事業

- ・ 結婚支援費、生涯学習推進費、ボランティア活動支援費、青少年健全育成費、唐桶宗山公園野外活動施設管理費、生涯学習講座開催費、生涯学習センター分館管理運営費、生涯学習センター管理運営費、男女共同参画推進費、地域公民館運営費

## 2-2-2 文化活動の充実

### ○ 目標

- 町民会館自主事業の充実

町民のニーズを把握し、幅広い年齢層に対応した自主事業（クラシックコンサート・ミュージカル等）を開催し、文化水準の向上に努めます。明日の芳賀町を担う子どもや青少年向けの自主事業を充実させ、主体的に文化・芸術を楽しむ子どもたちの育成を進めます。

- 文化団体・太々神楽・浪漫太鼓の活動支援

文化芸術（無形文化財、伝統芸能、浪漫太鼓）が後世に伝承されるよう、子どもたちへの太々神楽や太鼓等の普及活動により人材育成に取り組み、文化団体を支援します。

- 町民会館の適切な維持管理

中長期保全計画に基づき危険度と優先度を踏まえ、改修工事により長寿命化を図り、持続可能な施設として保持していくため、機器の修繕・更新を行い、機能維持を図ります。

### ○ 指標

|          | 基準値               | 目標値              |
|----------|-------------------|------------------|
| 町民会館利用者数 | 26,645 人<br>(H30) | 28,000 人<br>(R5) |
| 文化団体数    | 16 団体<br>(R 元)    | 16 団体<br>(R5)    |

### ○ 実施計画事業

- 文化団体育成費、文化財保護費、芳賀浪漫太鼓運営費、町民会館管理費、町民会館運営費

## 2-2-3 総合情報館の充実

### ○ 目標

- ・ 機能を複合させた強みの活用

図書館・博物館・文書館の各部門がそれぞれの役割を担うだけでなく、相互の協力・連携による相乗効果を狙った事業を行うことで、新たな利用者層の開拓や多様化するニーズに応えます。

- ・ 町の施策と関連づけた事業展開の推進

町民の皆さんに町政への関心や理解を深めてもらうことを目的に、各課と連携しながら展示や図書を活用を行い、町の施策について積極的に情報発信を行います。

- ・ 町の歴史、文化の積極的な発信

総合情報館の収蔵資料を有効活用した展示等の事業を行うことで、町の歴史や文化に対する理解を深め、郷土への誇りや愛着増進につなげるとともに、町の歴史・文化を次世代へ継承します。

- ・ 子どもの読書活動、学校教育との連携

未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、感性を磨き表現力や創造力を高める等、多様な効果を持つ読書活動を、学校と連携しながらより一層推進します。

- ・ 施設の適切な維持管理

総合情報館は開館から10年が経過しました。来館者の快適かつ安全安心な施設利用を保持するとともに、適正な収蔵資料の管理を行うため、機器の耐用年数等を考慮しながら計画的に維持管理をし、施設の長寿命化を図ります。

### ○ 指標

|                             | 基準値              | 目標値              |
|-----------------------------|------------------|------------------|
| 総合情報館の総入館者数                 | 126,000人<br>(R元) | 128,000人<br>(R5) |
| 町民の利用者カード登録率                | 37.0%<br>(R元)    | 40.0%<br>(R5)    |
| 学校図書館における児童生徒一人あたりの年間図書貸出冊数 | 38.3冊<br>(H30)   | 50.0冊<br>(R5)    |

## ○ 実施計画事業

- ・ 総合情報館管理費、総合情報館図書館運営費、総合情報館博物館運営費、総合情報館文書館運営費、総合情報館分館管理費

## 2-2-4 生涯スポーツの推進

### ○ 目標

- ・ 町民がスポーツに親しむ環境の整備

誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境をつくるため、スポーツ教室の充実を図るとともに、町の実情に即したスポーツ活動の場の創出について検討します。また、町民体育祭等の開催により、スポーツによる地域の交流を促進します。

- ・ 安全安心で利用しやすいスポーツ施設の整備

定期的な清掃や不具合箇所の修繕等により、安全で快適に利用できる施設環境を維持します。利用頻度の高い施設については、必要に応じた改修工事等を行い、利便性の向上や長寿命化を図ります。

- ・ 大型イベントの開催に合わせたスポーツへの機運醸成

東京オリンピック・パラリンピック、とちぎ国体、はが路ふれあいマラソン等の開催を機に、町民のスポーツへの関心を高め、スポーツ実施率の向上を図ります。

### ○ 指標

|                   | 基準値               | 目標値              |
|-------------------|-------------------|------------------|
| 継続してスポーツしている町民の割合 | 26.6%<br>(R元)     | 30.0%<br>(R5)    |
| スポーツ施設利用者数        | 370,021人<br>(H30) | 380,000人<br>(R5) |

### ○ 実施計画事業

- ・ 生涯スポーツ振興費、スポーツ教室運営費、町民体育祭開催費、体育施設管理費、海洋センター管理運営費

## 2-3 人権の尊重

---

### ○ 現状と課題

人権に関する問題の内容は多岐に渡り、いじめや体罰、児童虐待等の子どもに関する人権問題、インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの侵害、ヘイトスピーチの問題や性的少数者に対する差別といった新たな人権課題が顕在化しており、人権尊重思想の普及は益々重要となっています。

また、様々な人権問題に対する各種相談への対応が必要となってきますが、町民満足度調査における人権相談窓口の認知度は低い状況です。

### ○ 方針

- ・ 人権尊重社会を実現するために、あらゆる機会をとらえて人権に関する教育及び啓発を推進します。
- ・ 人権に関する悩みをかかえる町民が相談できるように、相談窓口の認知度向上に努めます。

## 2-3-1 人権の尊重

### ○ 目標

- ・ 人権啓発活動の拡充

人権問題に対する町民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるために、様々な機会をとらえて人権に関する教育及び啓発に取り組みます。

法務局、人権擁護委員協議会、県等の関係団体と連携し、啓発活動の強化に取り組みます。また、人権擁護委員と連携し小中学校における人権啓発に取り組みます。

人権相談窓口、人権擁護委員の認知度向上のためにパンフレットや冊子、広報はがや芳賀チャンネル等の各種媒体を活用し、わかりやすく伝わりやすい情報発信に取り組みます。

職員を対象とした外部研修や人権擁護委員による研修を取り入れ、人権知識向上に努めます。

### ○ 指標

|                        | 基準値           | 目標値           |
|------------------------|---------------|---------------|
| 人権相談窓口があることを知っている町民の割合 | 29.0%<br>(R元) | 33.0%<br>(R5) |

### ○ 実施計画事業

- ・ 人権啓発費